

東陵交番

編集・発行
緑警署
東陵交番
052-621-0110

● 特定車種を集中的に狙った自動車盗が多発！

- ・アルファード
- ・ランドクルーザー250、300
- ・レクサス

あなたの車が狙われているかも・・・

● 盗難防止対策

施錠だけでは自動車を守れません。
様々な盗難防止対策を
組み合わせるようにしましょう。

防犯灯や防犯カメラで

監視が行き届いた明るい
駐車場に駐車をお願いします。
車付近で怪しい人を
見かけたら迷わず

110番をお願いします。



- ・ハンドル固定装置
- ・タイヤロック
- ・ペダル固定装置
- ・警報装置
- ・スマートキーは電波を遮断

○地域安全情報○

9月中 (暫定値)	侵入盗 (住宅対象)	特殊詐欺	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	合計
太子学区	-	-	1	-	2	-	1	-	1	5
東丘学区	-	-	-	-	3	-	-	1	-	4
相原学区	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
緑署全体	8	5	3	2	47	2	4	11	29	106

9月中緑区内の交通事故発生件数
(交通課調べ・暫定値)

人身事故 67件

物損事故 486件



毎月10日は横断歩道の日

騙されないで!!

特殊詐欺、増えてます!!

区役所職員や警察官、百貨店職員等を名乗って、

・『キャッシュカードを封筒に入れて』

・『還付金がある』

・『手続き口座を教えて』

・『キャッシュカードが悪用されている』

・『暗証番号を教えて』

はウソです。

怪しい電話がかかってきたら
留守番電話にするなどの対策を!



東丘 コミセン だより

令和7年10月発行

第14回

東丘コミセン発表会

特集号

今年の「第14回 東丘コミセン発表会」は、ステージ発表、サークルの作品展示発表の両部門があります。日頃の研さんの成果を発表していただく場です。下記サークルの皆さんお願いしています。皆様のご来場をお待ちしています。

◎展 示 発 表

日時・令和7年11月22（土）

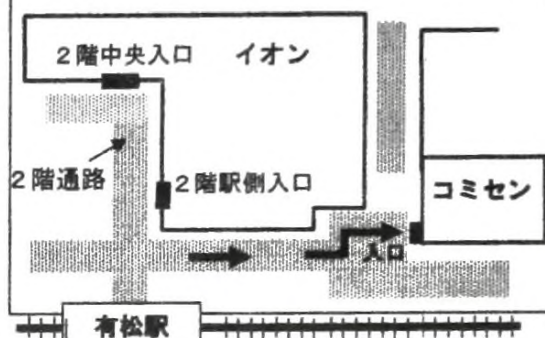
午前10時より午後5時

令和7年11月23（日）

午前10時より午後3時

場所・東丘コミュニティセンター ロビー

（コミセンへは2階通路を通ってきてください）



参加団体（変更があるかもしれません）

サークル名	メッセージ または ご紹介(*)
アート&クラフトの会	暮らしを楽しむ創作活動の成果として生まれた珠玉の作品を発表。（*）
アートサロン	3歳～80代の方達が描いた、臨床美術の感性の作品を是非ご覧ください。
釣墨会（会書道）	筆で書くことを楽しみながら日々研鑽しています。
はつらつクラブ	緑福祉協議会の活動の一つ、作品制作の時間に生まれた貴重な作品（*）
ひまわりクラブ	味のある多数の手芸作品、小物・その他が創造と技術で輝いています。（*）
筆ペン同好会	書く楽しさを感じていただけるよう、月2回練習しております。
ペーパークラフト	紙が織りなす芸術は、美しく楽しい形になって、ほっとしたひと時を与えてくれます。（*）

◎ステージ 発表

日時・令和7年11月23日

午前10時分開会（9時30分よりリハーサル） 午後12時00分頃終了予定

場所・東丘コミュニティセンター 会議室にて

参加団体（変更があるかもしれません）

サークル名	発表時間	メッセージ または ご紹介(*)
認知症力フェレモン	（15分）	認知症があってもなくても脳トレ体操や歌を歌って元気になろう！
楊名時太極拳	（30分）	体験運動あります。太極拳という言葉は知っているがどんなん？*
瀬間亜理砂バレエ教室	（30分）	緑文化小劇場での発表会を見なれなかった方はぜひ見て。（*）

東丘コミュニティセンター

☎ 052-624-2006

東丘

コミセン だより

R7年後期号

R7. 10. 18

令和7年度、後期の講座開講日をご紹介します
 ご関心をお持ちの方は、東丘コミセンへお問い合わせ下さい

区分	サークル・講座名	開講日	回数/月	備 考
舞踊	瀬間亜理砂バレエ教室	月 午後・夜間	毎週	バレエ
	フラダンス	木・土 午後	各3回	第1・2・4週
健康	楊名時太極拳	月 午前	4回	太極拳
	はつらつクラブ	月 午前	毎週	介護予防(体操、ゲーム、工作、折り紙等)
	大人の休息ヨガ	木・土 午前	毎週	女性ヨガ(ヨガ・椅子ヨガ・ストレッチボール)
	ストレッチ体操	月 午前・木 午後	毎週	運動不足解消、ケガ防止、疲労回復
	アロマヨガ シャンティ	金 午前	3回	第1・2・4週 10:00~
	認知症カフェ レモン	水 午前	1回	第1週 脳トレしながら体を動かす、楽器演奏
	ふれあいひろば東丘	金 午後	1回	第1週 65歳以上の方の交流会
	健康運動教室	木 午前	毎週	専任トレーナーによる「歩く力」の向上
育児	子育てひろば東丘	火 午前	1回	第3週 交流会(学区、保健センター、民生主権 未就園児・妊婦さん)
空手	極真会	木 夜間	毎週	初級 18:10から、合同19:10から
	虎徹	土 夜間	4回	実践空手
	月心会	土 午後	4回	第1・2・4・5週 初心者から丁寧に教えます 3週目もあります
趣味	絵手紙の会	月 午後	1回	第1週 見学、体験は当日でも受付
	筆ペン同好会	木 午後	2回	第2・4週
	釣墨会(書道入門講座)	金 午前	3回	第1・2・3週 書道
	中日写真協会	日 午後	毎月	第2週 和室 写真撮影勉強会
	ひまわりクラブ	水 午前	2回	第2・4週、手芸
	いきいき麻雀クラブ	日 午後	毎週	健康マージャン・おしゃべり
	東丘麻雀友の会	水 午後	毎週	健康マージャン・おしゃべり・食事会
	アートサロン	日 午後	1回	第2週 臨床美術を使った認知症予防の造形教室
	あーと・らぼ	日 午後	1回	第4週 臨床美術を使った子どものための造形教室(小学生)
	読書会	水 午後	1回 偶数月	第3週 読書を楽しむ
	ペーパークラフト	木 午前	1回	第3週 紙を使ったアート
	アート&クラフトの回	金 午前	1回	第3週 暮らしを楽しむ手作りサークル
学習	有松文学散歩の会	金 午前	1回	第4週 読書会と研修旅行
	ちびっこあーと・らぼ	土 午前	1回	第2週 臨床美術を使った幼児のための造形教室



東丘コミュニティセンター ☎ 052-624-2006

【休館日：火曜日（お盆休み・年末年始）】



東丘小学校から

交通安全感謝の会を
行いました。

9月12日(金)の朝、「交通安全感謝の会」を行いました。あいにくの雨模様で、運動場での実施が難しかったため、1年生と6年生のみ体育館に集まっていた会となりました。

感謝の会では、全児童を代表して、代表委員が司会進行を行い、日ごろのお礼や手作りの感謝状などを手渡しました。

日頃から地域の方には、子どもたちの登下校を継続的に見守っていただき、安心・安全に登下校できております。学校でも、子供たちの交通安全を継続して守っていききたいと思います。

運動会について

今年度の小学校運動会も、暑さ対策のため、11月15日(土)の午前中に行う予定です。

10月に入り、暑さもおさまり季節も良くなってきたところで、子どもたちは運動会に向けて精いっぱい練習に取り組んでいます。練習時間や運動会当日では、近隣に住んでいらっしゃる方に放送の音などでご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

また今年度も、昨年同様、構内に入る人数を制限しての開催となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

今後も、様々な活動で子どもたちの安全を第一に考え、学校教育を進めていきたいと考えています。



東陵交番から

警察官をかたる詐欺に注意!!

最近、「警察官をかたる詐欺」が多発しています。

これまで特殊詐欺と言え「固定電話」と「高齢者」がキーワードでしたが、「携帯電話(スマホ)への着信」が被害の契機となるケースが増え、20代や30代の若い方も被害に遭っています。

また、海外からの詐欺電話を掛けていることやSNSを利用していることも確認されており、決して他人事と思わず、一人一人が特殊詐欺のことをよく理解して抵抗力を身につけ、被害に遭うリスクを少しでも減らしましょう!!

◎知って欲しいポイント

☆警察がSNSで連絡することはありません。

☆警察がLINEで誘導したり、LINEで取り調べをすることはありません。

☆警察が警察手帳や逮捕状などの捜査資料の画像を送ることはありません。

☆警察が捜査等の名目で金銭を要求することはありません。また、手続き無しで現金を預かることはありません。

◎被害に遭わないための対策

●知らない番号や非通知の電話には出ない!

●特殊詐欺防止電話機を活用する!

●あらかじめ国際電話番号からの着信を受けない申請をする!

●電話でお金の話が出たら、必ず家族や警察に相談する。





第102号

令和7年10月発行

みどりのふくし

みどりのふくし点訳版・音訳版もあります。ご希望の方は緑区社協までお問い合わせください



よりよい地域福祉をめざして



「地域における公益的な取組」を特集！

目次

・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」をご紹介

2

・はつらっクラブのご紹介

3

・認知症サポーター養成講座のご案内

3

・にじーなの掲示板

4

〒〒〒社会福祉法人 名古屋市緑区社会福祉協議会 〒〒〒

〒458-0041 名古屋市緑区鳴子町1-7-1(緑区在宅サービスセンター内) ☎ 891-7638 / FAX 891-7648

ホームページ <https://mimidori-shakyo.jp>

ブログ <https://mimidori-shakyo.hatenablog.com/>

メール m-fukushi@mimidori-shakyo.jp



社会福祉法人による 「地域における公益的な取組」をご紹介します



現在、緑区社会福祉協議会では第5次緑区地域福祉活動計画を実施しています。
今回は本計画の目指す姿の一つである「学校、社会福祉法人、NPOなど様々な主体によって進められる福祉のまちづくり」に焦点をあて、区内の社会福祉法人の中から地域における公益的な取組の一例をご紹介します。



活動計画の詳細は右のQRコードからご覧ください。

社会福祉法人緑生福祉会 緑生苑

理事長の原田さんへ地域における公益的な取組について伺いました！

Q1 どのような取組を行っていますか？

施設内で開催している認知症カフェきみどり、小学校へのお出前授業（寸劇による認知症のある方との関わり方、手助けの仕方についてなど）、家族教室を行うなどして、地域に開けた活動を行い、認知症についての知識を広めています。

Q2 認知症カフェきみどりの運営を始めた理由は何ですか？

特別養護老人ホームと聞くと、地域の方は入りづらい場所、自分とは関係の薄い場所と思われるのではないのでしょうか。地域の方々にも施設のことを知ってほしい、気軽に来てほしいとの思いから、地域に開けた取組として認知症カフェを始めました。



理事長 原田さん

Q3 地域に住む方々にとってどのような存在であることを目指していますか？

地域の方々にとって、介護に関する不安が出た時（認知症や介護の悩みが出た時、近所で認知症のある方を見かけた時など）に相談したいと思ってもらえる場所を目指しています。



介護については誰もが経験する可能性のあるものなので、困った時に頼ることができる場所が地域にあると安心しますね。

認知症カフェ きみどり

毎月一回、緑生苑の施設内にて開催されています。平成30年から運営しており、コロナ禍で一旦中止となりましたが、令和6年より再開されました。



プログラムはさまざまで、認知症について学ぶ場も兼ねています。特に体を動かす内容のものが人気だそうです。



飲み物にとろみが付けられる自動販売機もあり誰でもカフェを楽しむことができます。



職員が育てた新鮮な野菜も販売しており、訪れた人にとって毎月の楽しみになっています。カフェきみどりは特別な空間としてではなく、生活の一部として認識していただけるよう心がけているそうです。

参加者の声

1年前から夫婦で通っています。カフェには認知症の専門の方がいるので、家族の介護のことで気軽に相談できるので安心しています。



スタッフの声

「認知症カフェ」という名前から、認知症のある方やそのご家族しか利用できないのではないかと、いった声もよく聞きます。ですが、介護のご相談がある方もない方も、どなたでも地域のカフェとしてご利用いただけます。認知症のことや介護についても相談ができるので、気軽にご相談ください！



毎月第4木曜日14:00から、緑生苑一階にて開催されています。

所在地：名古屋市緑区大高町字上塩池14番
電話番号：052-625-1538

はつらつクラブのご紹介♪ (名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業)

市内在住65歳以上の方を対象に、緑区内16か所の会場で週1回、体操・レクリエーション・創作などさまざまな活動をとおり、介護予防・認知症予防・仲間づくりに取り組んでいます。

6ヵ月毎に参加者を募集しており、詳細は広報なごや8月号・2月号をご覧ください。下記お問い合わせ先までご連絡ください！

※本事業は、名古屋市から緑区社会福祉協議会が受託して実施しています。



活動を一緒に楽しみながら、運営の簡単なお手伝いや参加者さんのサポートをしていただくボランティアも募集中！

「緑区28学区巡りすごろく」～はつらつクラブの参加者の皆さまと一緒に作成しました！～各学区の特徴が盛り込まれた、緑区の魅力たっぷりのすごろくです。そのほか市内全区のご当地すごろくもあります。



⑤ 橋狭間
橋狭間の戦いの跡地
下剋上で先頭と
最後尾が入替わる

⑥ 有松
有松絞・町並み保存地区
街並み散歩で
足踏20回

各マスには、学区の名所や特産品が登場！また、会話を盛り上げるお題や軽い運動など面白い仕掛けがあり、「緑区を旅する気分」でゲームをお楽しみいただけます！



ホームページからダウンロードして、どなたでもお使いいただけます。ぜひ集いの場などでご活用ください！

名古屋市社協 すごろく

〈お問合せ〉緑区社会福祉協議会 はつらつ担当 (891-7638)

認知症サポーター養成講座のご案内

「認知症サポーター」とは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守る応援者です。



緑区役所マスコット
キャラクター
みどりっち

認知症の種類や症状 認知症の人との接し方 認知症サポーターにできることなど 一緒に学んでみませんか？

☆開催日時

会場	日時
緑区北部いきいき支援センター (本センター)	11/11(火) 10:00~11:30 2/20(金) 10:00~11:30
緑区南部いきいき支援センター	3/27(金) 13:30~15:00 12/26(金) 13:30~15:00

☆申込み：開催日の2日前までに、会場となる各いきいき支援センターに直接お申し込みください。

	住所	電話番号
緑区北部いきいき支援センター (本センター)	緑区鳴子町1丁目7-1	052-899-2002
分室	緑区徳重5丁目625 アーバニティ 1階	052-877-9001
緑区南部いきいき支援センター	緑区左京山3038	052-624-8343

参加費無料！
出張講座も
承ります。

にじ～なの掲示板



障害者と区民のつとめ 福祉マルシェへ、ぜひお立ち寄りください

緑区区民まつり-みどり・シティ・フェスティバル2025-にて
障害者関係団体・施設が模擬店等を出店します！

日時：令和7年10月25日（土）10:00～15:00

場所：大高緑地公園 グリーンエリア

～模擬店・ブースの一部をご紹介します～



赤い羽根共同募金



工作体験



飲み物・軽食等の模擬店



【出演グループ】

NPO法人風の会 ふきのとう
緑区民のつとめチーム

12:10頃
グリーンステージで
出演します！

フードドライブにご協力ください

ご家庭で余った食品を緑区社会福祉協議会で
受付し、生活困窮者・こども食堂等へお届け
させていただきます。

対象となるものは、賞味期限（または消費期限）が
2か月以上先のお米・缶詰・乾麺・カップ麺です。

※開封済みの食品はお受けできません。ご了承ください。
※お米は賞味期限の記載がなくても構いませんが、
白米の場合は精米時期から6か月以内、玄米の場合は
収穫時期から2年以内のものでお願いいたします。

期間：11月4日（火）から11月14日（金）まで

受付場所：緑区社会福祉協議会

（緑区在宅サービスセンター内）

受付時間：9時から17時（土日除く）

ご報告

令和7年8月4日～8月15日
実施のフードドライブでは
約80点いただきました！



たくさんのご協力ありがとうございました！

ご寄付ありがとうございました！

寄付金総額 1,176,116円

寄付物品 レトルト食品、飲料水、歩行器など
（令和7年5月19日～令和7年8月5日受付分）

お寄せいただいた寄付金、寄付物品は、区内の
福祉事業の推進に役立たせていただきます。
ありがとうございました！

みなさまからの温かいご寄付をお待ちしております。

緑信用農業協同組合（JAみどり）様
東丘第2自治会 様

ユニー（株）アビタ鳴海店 様

ユニー（株）アビタ緑店 様

ユニー（株）ピアゴラ フーズコア徳重店 様

ユニー（株）ピアゴ清水山店 様

伊藤 弘之 様

その他、匿名6件（受付順）

ご案内



みどりのふくしの音訳版は
左の二次元コードから
聴くことができます！

緑区社会福祉協議会の
ご案内は
右の二次元コードから
読み取りできます！



令和8年
4月1日
施行

道路交通法 一部改正のポイント

- ・自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入
- ・自動車等が自転車等の側方を通過する際の新たな規定
- ・普通仮免許等の年齢要件が引き下げに

自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）が適用に （法第125条及び別表第2関係）

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書（青切符）が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

取り締まりの対象年齢は **16歳以上!**

携帯電話の使用等(保持)



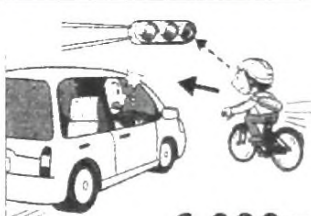
12,000円

遮断踏切立ち入り



7,000円

信号無視(赤色等)



6,000円

車道の右側通行



6,000円

一時不停止



5,000円

無灯火



5,000円

ブレーキ不備等



5,000円

イヤホンの使用



5,000円

並進



3,000円

二人乗り



3,000円

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所で重点的に実施されます。

※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行くと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。



自転車を含む軽車両の反則行為と反則金額を確認してみましょう。



反則金一覧▶

自転車の基本的なルール

「自転車安全利用五則」を確認してみましょう▶



※この資料で「法」とは、道路交通法、「規」は道路交通法施行規則をいいます。

愛知県交通安全協会

車が自転車等を追い抜く際に、 自転車等の安全を確保するための規定が創設

同一方向に進行する自動車等と自転車との事故のうち、自転車の右側面が接触する事故の割合が増加傾向にあることから、車道での側方接触を防止するための新たなルールが定められました。

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合(側方通過時)に、
両者の間に十分な間隔がないときは



自動車等は

※ここでいう「自動車等」とは、自動車や
原付バイク(特定小型原動機付自転車を除く)のことです。

自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

歩行者等側方通過義務違反 **罰則 3ヵ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金**

※交通の危険を生じさせるおそれがある場合 **3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**

違反点 2点

反則金

大型車 9,000円 普通車 7,000円
二輪車 6,000円 原付等 5,000円



自転車等は

※ここでいう「自転車等」とは、
自転車や特定小型原動機付自転車などのことです。

できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

被側方通過車義務違反 **罰則 5万円以下の罰金**

反則金

原付等 5,000円



普通・準中型仮免許の年齢要件が、 18歳から「17歳6カ月」に引き下げに

普通・準中型自動車仮免許の取得と、普通・準中型自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢が引き下げられることにより、早生まれの高校生等も、進学や就職前に普通免許等を取得しやすくなります。

※普通免許等の交付の年齢要件は引き続き18歳です。

(道交法改正に伴う施行規則の改正)

※運転免許試験成績証明書の交付対象が、「免許試験に合格し、免許を受けていない者」に拡大されます。(規則28条関係)

【改正前】

仮免許も
本免許も
18歳で
受験と交付。



【改正後】

普通自動車と準中型自動車の
仮免許は
17歳6カ月で交付可能。
※本免許は18歳で
交付されます。



仮免許を早期に取得できることで、
免許取得までの期間を有効に使えるため、
早生まれに限らず高校在学中等にゆとりを
もって準備が可能!

何のためにやるの?? ～安否確認の重要性について～

安否確認とは?

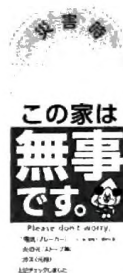
大規模地震の発生直後、住民の方々がお互いの無事を確認し合うことを言います。

何のためにやるの?

安否確認によって、助けを必要としている世帯を早期に発見し、地域住民や消防隊による救出・救援につなげることが目的です。

どうやればいいの?

あらかじめ地域でルールを決め、「無事ですカード」や色付きのタオルなど、ルールに沿った目印を各世帯が玄関先に掲出することで、各世帯の無事を住民同士で素早く把握します。



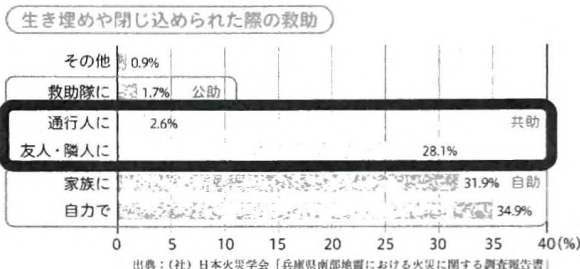
無事ですカード(例)



どうして重要なの??

南海トラフ地震をはじめとした大災害が発生した際に、消防組織は災害の被害最小化を図るため、火災対応を最優先とします。そのため発災直後は消防組織が火災対応以外の活動にあたることは困難となり、隣人や近所の人を助けるために、自主防災組織を中心とした「共助」の力が重要となります。

発災直後に「無事です」と表示することで、表示がない世帯に限定して捜索・救助にあたることができ、助けられるはずの命を最大限に助けることができます。



安否確認を有効なものとするために

安否確認を有効なものとするためには

- ①地域ごとに策定されたルールがある
 - ②そのルールが住民に周知されている
- この2つが必須になります。



上記の条件をクリアするには時間が必要なため、前もって町内会等で検討を重ね、ルールの策定及び住民への周知をお願いします。

そのルールをもとに繰り返し訓練を実施し、災害に強い地域づくりを目指しましょう。

<電話によるお問い合わせ>

緑消防署 TEL 052-896-0119
 大高出張所 TEL 052-621-0119
 有松出張所 TEL 052-623-0119
 鳴海出張所 TEL 052-892-0119
 徳重出張所 TEL 052-876-0119

<メールによるお問い合わせ>

メールアドレス: 緑消防署総務課
14shomu@fd.city.nagoya.lg.jp